

## 民法（遺言関係）等の改正に関する要綱案（修正案）についての補足説明

### 第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式等に関する規律

#### 1 新たな遺言の方式に関する規律

(1) 民法第967条の規律を次のように改めるものとする。

遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。(注1)

(2) 保管証書遺言として、次のような規律を設けるものとする。

##### ア 本則（民法関係）

(ア) 保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

① 遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された証書にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること（注2）。

② 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「遺言書保管法」という。）

第3条に規定する遺言書保管官をいう。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。

(イ) (ア)によりした遺言は、遺言書保管法の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

##### イ 口がきけない者の特則（民法関係）

口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、ア(ア)②の口述に代えなければならない。

##### ウ 相続財産の目録の特則（民法関係）

ア(ア)②及びイにかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、ア(ア)②の口述又はイによる通訳人の通訳による申述若しくは自書を要しない。

##### エ 遺言書保管法関係

(7) 保管の申請手続

- 5 ① アからウまでの規律により保管証書によって遺言をしようとす  
る者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書の保管の申請をしな  
ければならない（注3）（注4）。
- 10 ② ①の申請に係る保管証書遺言書は、法務省令で定めるところに  
より作成したものでなければならない（注5）。
- 15 ③ ①の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところに  
より、保管証書遺言書、申請情報及び添付情報を遺言書保管官に提  
供しなければならない。

10 (4) 外国語による保管証書遺言書の保管の申請手続

(ア)に加え、申請人は、保管証書遺言書の遺言の全文が外国語によ  
り記載され、又は記録されている場合には、その遺言の全文の日本語  
による翻訳文の遺言書保管官への提供及びア(ア)②の口述（当該口述  
に代えてするイの通訳人の通訳による申述又は自書を含む。以下同  
じ。）の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保  
管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるも  
のを講じなければならない。

20 (ウ) 本人確認、口述の手続

- 25 ① 遺言書保管官は、申請人に対し、法務省令で定めるところにより、  
当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、出頭を求め、  
当該申請人を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定め  
る事項を示す資料の提示若しくは提供又はこれらの事項について  
の説明を求めるものとする（注6）。
- 30 ② 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相  
当と認めるときは、①にかかわらず、法務省令で定めるところによ  
り、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の  
状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、  
①に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。
- 35 ③ 遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相  
当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官  
及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあって  
は、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送  
受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする能够  
する方法によって、ア(ア)②の口述をさせ、又は(イ)の法務省令で定  
める措置を講じさせることができる（注7）。

35 (I) 保管の手続

① 保管証書遺言書の保管は、書面をもって作成されたものは遺言書保管所の施設内において行い、電磁的記録をもって作成されたものは保管証書遺言書に記録された事項を②の遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

5 ② 保管証書遺言書に係る情報の管理は、保管証書遺言書に記録された事項（書面をもって作成されたものにあっては、保管証書遺言書の画像情報）のほか、保管証書遺言書の保管を開始した年月日等を、遺言書保管ファイルに記録することによって行う（注8）。

10 (注1) 保管証書について、「ア(ア)①に従って作成され、かつ、同②の口述（当該口述に代えてするイの通訳人による申述又は自書を含む。）がされる証書であって、遺言書保管法の定めるところにより保管されるものをいう。」のような定義を定めるものとする。

15 (注2) 署名に代わる措置として、法務省令において、電磁的記録の場合には電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行うこと、遺言者が書面に署名することができない場合にあっては、証書への氏名の記載を要件とともに、遺言書保管官をしてその旨を遺言書保管ファイルに記録することを定めることを想定している。

20 (注3) 遺言書保管法において、保管証書によつた遺言に係る遺言書を「保管証書遺言書」と定めるものとする。

(注4) 法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、申請をする旨を定めることを想定している。

25 (注5) 法務省令において、電磁的記録の場合には、ファイル形式及び拡張子、データサイズ等を、書面の場合には、無封のものとし、かつ、余白のサイズ等の様式を、それぞれ定めることを想定している。

(注6) 法務省令において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）等の顔写真付きの本人確認資料の提示若しくは提供を求める旨を定めることを想定している。

30 (注7) 遺言書保管官において、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人がいないことを求め、遺言者の周囲に介助者、機器の操作補助者以外の他人が存在することなどがうかがわれる場合にはウェブ会議の利用を中止し、遺言者に出頭させるものとする運用を想定している。

35 (注8) 遺言書保管ファイルには、本文記載の事項のほか、遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）、受遺者及び遺言執行者の氏名又は名称及び住所、保管証書遺言書が保管されている遺言書保管所（電磁的記録を

もって作成された保管証書遺言書の場合は当該遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所)の名称及び保管番号等、その他法務省令で定める事項を記録することを想定している。また、政令又は法務省令において、相続人等は、特別の事由があるときは、(遺言書保管ファイルに記録されない)申請書の添付書類等の閲覧又は謄本の交付等の請求をすることができる旨を定めることを想定している。

5

## 2 保管証書遺言書の管理制度の規律

保管証書遺言書の管理制度として、次のような規律を設けるものとする。

### (1) 遺言者による保管証書遺言書等の閲覧請求等 (注 1)

- ア 遺言者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書(書面に限る。)及び遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる(注 2)。
- イ 遺言者は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、撤回がされた申請に係る保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。
- ウ 本文 1(2)エ(ウ)①及び②の規律は、ア及びイの請求について準用する。
- エ 遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、アの遺言書保管ファイル及びイの閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧をさせることができる。

- 10  
15  
20  
25  
30  
35
- (2) 相続人等による遺言書情報証明書等の交付請求等 (注 1)
- ア 何人も、遺言書保管官に対し、自己を相続人等(相続人、受遺者、遺言執行者等をいう。以下同じ。)とする保管証書遺言書(その遺言者が死亡している場合に限る。以下同じ。)について、保管証書遺言書の保管の有無(保管証書遺言書が保管されている場合には、その保管証書遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所の名称等を含む。)を証明する書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる(注 3)。
- イ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書について、その保管証書遺言書(書面に限る。)及びその保管証書遺言書に係る遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる(注 2)。
- ウ 相続人等は、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、アの遺言書について、撤回がされたその保管証書遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧を請求することができる。
- エ 相続人等は、遺言書保管官に対し、アの保管証書遺言書に係る情報を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる(注 3)。

(3) 相続人等に対する通知

ア 遺言書保管官は、(2)イの閲覧をさせ又は(2)エの書面を交付若しくは電磁的記録を提供したときは、相続人等((2)イ又はエの請求をした者を除く。)に対し、保管証書遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

5

イ 遺言者は、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る保管証書遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる（注1）。

(4) 遺言書の検認の適用除外

10 民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている保管証書遺言書については、適用しない。

(注1) 法務省令において、電子情報処理組織を使用する方法又は書面を提出する方法により、請求、申出をする旨を定めることを想定している。

15

(注2) 保管証書遺言書の原本を必要とする請求については、当該遺言書を保管している遺言書保管所の遺言書保管官に対してのみすることができるものとする。

(注3) 法務省令において、(2)ア及びエの電磁的記録には、遺言書保管官が電子署名を行う旨を定めることを想定している。

3 保管証書遺言書の保管の申請の撤回に関する規律

20 保管証書遺言書の保管の申請の撤回について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、保管の申請を撤回することができる。

(2) 本文1(2)エ(ウ)①及び②の規律は、(1)の撤回について準用する。

25

(3) 遺言書保管官は、遺言者が(1)の撤回をしたときは、遅滞なく、遺言書保管所に保管している保管証書遺言書（書面に限る。）を返還しなければならない。この場合において、遺言書保管官は、遅滞なく、管理しているその保管証書遺言書に係る情報を遺言書保管ファイルから消去するとともに、当該情報その他法務省令で定める情報を、閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない（注）。

30

(4) 遺言者が(1)の撤回をしたときは、その保管証書遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

(注) 法務省令において、保管の申請の撤回がされた年月日等を閉鎖遺言書保管ファイルに記録する情報として定めることを想定している。

35

(補足説明)

1 前回会議において、「(保管) 証書」、「保管証書遺言書」との文言の使い分けが適切かについて検討すべきではないかとの指摘があった。

この点について、法制上の観点から、本文1(1)及び(2)アからウまでの民法関係では「(保管) 証書」、同(2)エ並びに2及び3の遺言書保管法関係では「保管証書遺言書」との文言を用いているところ、その点を明らかにするためにも、本文1(2)エ(ア)①の（注3）において、「保管証書遺言書」の定義を記載することとしている。

2 前回会議において、①遺言の全文の口述等をする際のウェブ会議の在り方について、ウェブ会議の特性や施行時点の技術水準を踏まえた適切な本人確認方法を検討する必要があるとともに、遺言書保管官が「申出を相当と認めるとき」の具体的な内容をできるだけ明らかにする必要があること、②申請書の添付書類等について、遺言書と一体となるべきものであることから、その保管期間を踏まえて適切な保存期間を定めるとともに、相続人等が閲覧等をすることができる「特別の事由」の内容をできるだけ明らかにする必要があること、③全文、日付及び氏名が自書された書面による遺言であっても、保管証書遺言として遺言書保管所に保管されたものであれば遺言書の検認は不要であることなど、保管証書遺言と自筆証書遺言との相違点等について、十分に周知すべきであることなどの指摘があった。

保管証書遺言に関する省令、通達等を定めるに当たっては、上記の各指摘も踏まえ、遺言の真意性等を担保するとともに、遺言書に関する紛争を防止する必要性、遺言に関する情報等を遺言執行に用いる必要性等を十分考慮する必要があると考えられる。また、それらの内容を含め、遺言をしようとする者が、各方式のメリット、デメリットを踏まえて方式を選択することができるよう、保管証書遺言を中心とした各方式の内容等について十分な周知広報が必要であると考えられる。

## 第2 自筆証書遺言の方式要件に関する規律

1 民法第968条第1項の規律を次のように改めるものとする。

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければならない。

2 その他、財産目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更の際の押印要件（同条第3項）についても廃止するものとする。

35 (補足説明)

本文について、部会資料16－1からの変更点はない。

### 第3 秘密証書遺言の方式要件に関する規律

秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件（民法第970条第1項

第1号、第2号及び第4号）については、廃止するものとする（注）。

5 （注）領事方式により秘密証書遺言をする場合は、遺言者及び証人の押印は要しない旨定める民法第984条後段の規定については、削除するものとする。

（補足説明）

本文について、部会資料16-1からの変更点はない。

10

### 第4 特別の方式の遺言の方式要件に関する規律

#### 1 船舶遭難者遺言をすることができる場面の規律

民法第979条第1項の規律を次のように改めるものとする。

15 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在つて死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

15

#### 2 作成方法の規律

##### （1）押印要件の廃止

死亡危急時遺言、船舶遭難者遺言、一般隔絶地遺言及び在船者遺言における押印要件（民法第976条第1項、第979条第3項及び第980条）については、廃止するものとする。

25

##### （2）死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

民法第976条の規律に加えて次のような規律を設けるものとする。

ア 第976条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

30

① 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

② ①の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

35

③ ②の証人が、②の書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

- イ アの規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。
- ウ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、  
5 証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、ア①の口授に代えなければならない。
- エ アの遺言者が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、書面に記載された内容又は電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、ア③の読み聞かせに代えることができる。  
10
- オ ウ及びエの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。
- カ 死亡危急時遺言の家庭裁判所における確認について定める第976  
15 条第4項及び第5項の規定は、アからオまでの規定による遺言について準用する。
- (3) 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式  
民法第979条の規律に加えて次のような規律を設けるものとする。
- ア 第979条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本文1の死亡の危急に迫った者は、口頭で遺言をすることができる。  
20
- ① 証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録するとき。
- ② 口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時にを行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信するとき。
- イ ア①の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。  
25
- ウ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。
- エ 口がきけない者がアの規定により遺言をする場合において、ウの規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者（ア①の場合にあっては遺言者及び証人）が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法  
30
- 35

によって、通訳人に通訳をさせることができる。

オ アからエまでの規定に従つてした遺言は、証人の一人、利害関係人又はア②の規定による送信を受けた者から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない（注）。

5 カ 死亡危急時遺言の家庭裁判所における確認について定める第976条第5項の規定は、オの場合について準用する。

（注）ア②の送信を受けた者については、確認の審判を請求することができるのみならず、遺言の確認の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができるよう、家事事件手続法第214条第2号及び別表第一の102の項の規律を整備するものとする。

### 3 新たな遺言の方式を追加することに伴う関連規律の見直し

#### （1）相続人の欠格事由の規律

第891条第5号の規律を次のように改めるものとする。

15 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は死亡危急時遺言における新たな方式若しくは船舶遭難者遺言における新たな方式により録音・録画された記録を不正に作り、破棄し、又は隠匿した者

#### （2）普通の方式による遺言の規定の準用の規律

民法第982条の規律を次のように改めるものとする。

20 ① 第968条第3項及び第973条から第975条までの規定は、死亡危急時遺言、一般隔絶地遺言、在船者遺言及び船舶遭難者遺言（新たな方式を除く。）について準用する。この場合において、死亡危急時遺言における新たな方式について同項の規定を準用するときは、同項中「これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ」とあるのは、「これを変更した旨を記載し、又は記録し、かつ、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録しなければ」と読み替えるものとする。

25 ② 第973条から第975条までの規定は、船舶遭難者遺言における新たな方式について準用する。この場合において、第973条第2項中、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を「遺言書に記載し、又は記録して」とあるのは、その旨を「書面に記載し、又は電磁的記録に記録して」と、第975条中、遺言は、二人以上の者が同一の「証書」ですることができないとあるのは、同一の「2(3)アの方法により記録された電磁的記録」ですることができないと読み替

えるものとする。

(3) 遺言書等の検認の規律

民法第1004条第1項の規律を次の①のように改め、かつ、次の②のような規律を設けるものとする。

① 遺言書又は2(3)アの録音・録画による記録（以下「遺言書等」という。）の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書等の保管者がない場合において、相続人が遺言書等を発見した後も、同様とする。（注）

② ①の規定は、2(2)ア又は2(3)アにより遺言をした場合（2(2)アにより遺言をした場合にあっては、2(2)ア②の電磁的記録に記録されたときに限る。）において、①の保管者の一人が①の検認の請求をしたときは、他の保管者については、適用しない。

(4) 過料の規律

民法第1005条の規律を次のように改めるものとする。

③①の規律により遺言書等を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外において封印のある遺言書の開封をした者は、5万円以下の過料に処する。

(5) 遺言書又は遺贈の目的物の破棄に関する規律

民法第1024条の規律を次のように改めるものとする。

遺言者が故意に遺言書等を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

（注）遺言書等が検認手続の対象となることに伴い、家事事件手続法第211条、第212条及び別表第一の103の項の規律を整備するものとする。

（補足説明）

1 死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

前回会議において、本文2(2)ア②の遺言の趣旨及び証人の氏名が記録された電磁的記録が、文字情報に係る電磁的記録を想定していることが明確な記載とすべきとの意見があった。

しかし、部会資料の本文全体にわたって、特に録音・録画に係る記録については「録音及び録画を同時に行う方法により記録」と記載しており、文字情報に係る電磁的記録と録音・録画に係る電磁的記録とが区別されていることから（なお、これに加え、直後の本文同③において、本文同②の電磁的記録につ

いて、「記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ」とされており、本文同②の電磁的記録が文字情報に係る電磁的記録であることを前提とした文言となっている。）、本文2(2)ア②の記載を維持することとしている。

5 2 船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式について

口がきけない者が船舶遭難者遺言における新たな方式の遺言をする場合の特則につき、前回資料の本文2(3)エにおいて、同ア①の規定により遺言をする場合において通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で、いわゆるウェブ会議を利用することにより、通訳人に通訳をさせることができる旨記載していた。これは、船舶遭難や天災その他避けることのできない事変が生じた場合にあっては、証人を確保することが困難であることを踏まえて証人のウェブ会議を利用した立会いを認めることとしている（同イ）ことから、証人のみならず通訳人についても、ウェブ会議を利用した通訳を認めることとしたものである。

もっとも、かかる記載によれば、同ア②の規定により遺言をする場合には、通訳人との間でウェブ会議を利用することができ認められないこととなるところ、ウェブ会議を利用して遠隔地の通訳人に通訳をさせ、その状況を録音・録画により記録し、同記録を特定の者に送信することも想定されると考えられる。

そこで、かかる場合においても通訳人との間でウェブ会議を利用することが認められることを明らかにするため、同エを修文している。

3 新たな遺言の方式を追加することに伴う関連規律の見直し

(1) 普通の方式による遺言の規定の準用の規律について

民法第975条は、「遺言は、二人以上の者が同一の証書ですることができない。」と規定されているところ、船舶遭難者遺言における新たな方式においては、遺言の内容が録音・録画により記録されることとされており、遺言内容が書面に記載されることはなく、文字情報に係る電磁的記録に記録されることもない。

そのため、民法第975条の「証書」を、「本文2(3)アの方法により記録された電磁的記録」に読み替えることとし、その旨修文している。

(2) 遺言書等の検認の規律について

ア 本文3(3)②は、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における新たな方式において、遺言が電磁的記録により作成された場合、複製、送信等により複数の保管者が生じる可能性があることを踏まえ、保管者の一人が検認を請求した場合にあっては、他の保管者に検認義務を負わせ続ける必

要性がないと考えられることから、このような場合には、他の保管者は検認義務を負わないものとしている。

他方で、死亡危急時遺言における新たな方式には、本文2(2)ア②のとおり、遺言が電磁的記録による場合と書面による場合との両方が含まれており、書面による場合については規律の対象から除外する必要がある。

そこで、本文3(3)②の規律は、あくまで遺言が電磁的記録により作成された場合についての規律であることを特に明示する観点から、本文について、「(2(2)アにより遺言をした場合にあっては、2(2)ア②の電磁的記録に記録されたときに限る。)」との記載を加筆しているものの、その実質的な規律の内容には変更はない。

イ なお、前回会議では、100を超えるような構成員からなるメーリングリスト等への電磁的記録の送信も「特定の者への送信」に該当し得ることを前提とすると、本文3(3)②の規律により、そのうちの一人が検認の請求をしたときは、電磁的記録の他の保管者について本文同①の検認義務の規定を適用しないものとしても、誰か一人が検認の請求をしたことにつき他の保管者がそれを確知する手段がないのではないか、複数名から検認の請求がされることも考えられ、家庭裁判所における取扱いを整理する必要があるのではないかなどの指摘があった。

もっとも、そもそも船舶遭難者遺言という特殊な場面でのみ可能な方20式についてそのような場面が多く生じることは想定しにくいとも考えられる。加えて、保管者に該当する複数名の間で連絡を取って確認するといった方法や、検認の請求がされて検認期日の指定がされたときは申立人及び相続人に対して検認期日の通知がされるため、検認の請求の要否を検討している保管者において、遺言者の相続人に連絡を取るなどして検認期日の通知の有無を確認するといった方法も考えられることなどを考慮すると、誰か一人が検認の請求をしたことにつき他の保管者がそれを知る手段がないとはいえないとも考えられる。

そのため、複数の保管者のうち一人が検認の請求をしたことにつき他の保管者がそれを確知する手段については、保管者相互における事実上の確認等により対応すべきものと考えられる。

### (3) 検認義務と損害賠償責任との関係

前回会議及び前々回会議では、「送信を受けた者」も第1004条に規定する「保管者」に該当し得ることを前提に、過料（第1005条）の規定の適用範囲や相続人等に対する損害賠償責任の生じる範囲が広範になることを懸念する指摘もあった。

もっとも、前回会議では、過料の規定が定める要件のうち、検認の規定に

5 基づいて遺言書を提出することを怠ったことのみで過料を課されるのではなく、提出を怠った上で検認を経ずに遺言を執行したことによって過料を課され得るにとどまる解するのが通常ではないかとの指摘、また、単に送信を受けただけにとどまる場合には民法上の事務管理すら成立しないとも考えられ、損害賠償義務が生じ得るのは、送信を受けた者と相続人等との間に一定の特別な関係が認められるときのみとも考えられるとの指摘があつたところであり、過料の規定の適用範囲や相続人等に対する損害賠償責任を負う範囲が過度に広がるとは考えにくいと思われる。

(4) 検認済み証明書の交付に関する現行実務との関係について

10 現行制度における検認手続の実務は、書面による遺言書を前提としており、検認の対象も遺言書の原本であることが想定されている。そのため、遺言書の原本は、検認期日が終了し、調書の別紙として利用する遺言書の写しを作成した後は、申立人に返還することになる。ただし、実務上、申立人により検認済み証明書の交付申請（家事事件手続法第47条第1項）が遺言書の原本を返還するまでの間になされれば、この申請に基づいて、裁判所書記官が遺言書（封筒を含む。）の原本の末尾に検認済み証明書を添付し、書記官印を用いて契印し、申立人に返還する取扱いが広く行われており、このような検認済み証明書の添付された遺言書が、金融機関等に提出されてきたものと思われる。

15 20 この点に関連し、前回会議において、死亡危急時遺言の新たな方式の規定により遺言が電磁的記録によって作成される場合及び船舶遭難者遺言の新たな方式の規定により遺言について録音・録画に係る電磁的記録が作成される場合については、書面による遺言を前提とする上記実務上の取扱いにより対応することはできないため、今後の実務の在り方を検討する必要があるとの指摘があつた。この点については、これらの遺言が書面ではなく電磁的記録によるものであること、複製が容易であり、書面とは異なり原本と写しとの区別が困難であることなどを踏まえ、検認済み証明書に代わるもののがなお必要かどうか、必要とされる場合に家庭裁判所においてどのような対応が可能なのかについて、家事事件手続のデジタル化に係る改正家事事件手続法が令和10年6月までに施行されることも踏まえ、家庭裁判所における今後の実務運用を検討することになると考えられる。

## 第5 その他

### 1 成年被後見人の遺言に関する規律

35 (1) 民法第973条の規律を次のように改めるものとする。

ア 特定補助人を付する処分の審判を受けた者が事理を弁識する能力を

一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

イ 遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

ウ 保管証書による遺言に立ち会った医師は、イに規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

エ 秘密証書による遺言に立ち会った医師は、その封紙にイに規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

(2) 遺言書保管法において、次のような規律を設けるものとする。

遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び医師が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、(1)ウによる申述をさせることができる。

## 2 遺言の証人及び立会人の欠格事由に関する規律

民法第974条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- ① (略)【第974条第1号と同じ。】
- ② 推定相続人並びにその配偶者及び直系血族
- ③ 受遺者（推定相続人である者を除く。）並びにその配偶者、直系血族及び被用者（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び役員）
- ④ (略)【第974条第3号と同じ。】

## 3 所要の整備

その他所要の整備をするものとする。

### (補足説明)

#### 1 遺言の証人及び立会人の欠格事由に関する本文の変更点

前回会議において、本文③末尾の括弧書内に記載された「受遺者が法人である場合」には、受遺者が遺言者の推定相続人に該当することはないのであるから、本文③一行目の括弧書内の「以下③において同じ。」の文言は不要ではないかとの趣旨の指摘があった。

そこで検討すると、本文③中の「受遺者」はいずれも推定相続人である者以

外の者であることが必要であるから、法制的にこれらの「受遺者」の定義から「推定相続人である者を除く」ため、「以下③において同じ。」と規定することも考えられる。もっとも、「被用者（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び役員）」と規定する中の「受遺者」については、法人であることが前提とされていることから、自然人である推定相続人が当該「受遺者」に含まれることはない。そのため、当該「受遺者」について、「推定相続人である者を除く」との定義を本文③のそれ以下の部分にも及ぼす必要がないとも考えられることから、「以下③において同じ。」との記載を削除している。

また、前回会議では、「受遺者の…被用者」の後の「（受遺者が法人である場合にあっては、受遺者の被用者及び役員）」との記載が、「被用者」のみにかかるものであるのか否かを明らかにしてはどうかとの指摘があったが、ここでは、受遺者が法人である場合に、「そ（受遺者）の…被用者」との語を、「受遺者の被用者及び役員」と読み替えることを意図しているものであり、特段の修正はしていない。

15

## 2 前回会議におけるその余の指摘について

(1) 前回会議では、受遺者の被用者（受遺者が法人である場合には被用者及び役員）を遺言の証人及び立会人の欠格事由に加える必要性について整理をしたところ、議論の方向性についておおむね異論はなかった。

20

その上で、特に推定相続人でない受遺者についてのみ、その被用者を欠格事由とする理由に関し、部会資料16-2において、推定相続人である受遺者に対する遺贈は、受遺者が法定相続分を有することから、不当な内容の遺言となるおそれが推定相続人でない受遺者に対する遺贈と比べて高いとはいえない旨記載していた点（29頁7行目～11行目）に対し、そもそも不当か否かは、遺言の内容によって判断されるものではなく、遺言が遺言者の真意に基づくものであるか否かを基準として判断されるものではないかとの指摘があった。

25

30

35

そこで上記の理由について改めて検討すると、その理由としては、推定相続人である受遺者に対する遺贈がされる場合に比べ、推定相続人でない者はもともと遺言者と関係を有しない者であるというその属性からしても、受遺者だけではなくその被用者を通じて不当な働き掛けがされるおそれが類型的に高いと考えられ、そのために特に欠格事由とする必要性が高いということに求めることが相当であると考えられる。その上で、部会資料16-2で整理したその余の事情を踏まえ、推定相続人である受遺者については、その被用者を欠格事由とすることが相当でないと整理することが考えられる。

(2) また、前回会議では、欠格事由を受遺者の被用者に拡大することとするとしても、①地方公共団体や公益法人は、その公共的・公益的な性質に鑑み、それらの被用者等について欠格事由とする必要はなく、適用範囲から除外すべきではないかとの指摘、また、②実務上、遺言により信託を設定する場合や公益信託に寄附（遺贈）する遺言には、受託者である信託銀行の従業員が公正証書遺言の作成に際し証人となることがあるところ、信託における受託者及び受益者の地位に照らせば、信託の設定により実質的な利益が帰属するのは受益者であって、受託者には実質的な利益が帰属するするとはいえず、受託者が遺言の内容に不当な影響を及ぼし得ると定型的にいうことはできないから、遺言により信託を設定する場合又は公益信託に寄附（遺贈）する場合の受託者の被用者は欠格事由の適用範囲から除外すべきではないかとの指摘、さらに、③公正証書遺言では、公証人によって不当な働き掛けの有無を判断することが可能であり、証人の果たす役割も異なることから、公正証書遺言は適用範囲から除外すべきではないかとの指摘があった。

ア 地方公共団体や公益法人の被用者等を適用範囲から除外することについて

前回会議においても、受遺者の被用者を欠格事由とするか否かは、受遺者の性質等のみによって判断されるものではなく、遺贈が遺言者の真意に基づいているか、被用者を通じて遺言の内容に不当な影響を及ぼすかどうかという観点から判断されるものであり、地方公共団体や公益法人が受遺者となる場合であっても、その被用者等が証人等になることは、遺言の内容に不当な影響を及ぼし得ると定型的に考えられる場合に該当し得るとの指摘があったことからすると、受遺者が地方公共団体や公益法人であることを理由に、本規律の適用範囲から除外することは相当でないと考えられる。

イ 遺言による信託等の受託者を適用範囲から除外することについて

実務上、遺言者が、遺言により信託を設定し、又は公益信託（財産の法的な帰属主体としては受託者）に遺言により寄附（遺贈）をしようとする際に、弁護士や、当該信託の受託者である信託銀行が、その文案の作成を支援し、また、遺言書作成の手続に関与することが行われており、これによつて、遺言者の意思に沿つた遺言がされることが期待されている。その際には、遺言の内容をよく理解し、経緯も把握する者が証人となることが、その他の者が証人となった場合にはその者に遺言の内容が知られることになることと比較しても有益であるとも考えられ、受託者である信託銀行の従業員が証人となる実務にも一定の合理性があるとも考えられる。

他方で、受託者自身が証人となることについては、遺言により信託の設定等がされた場合の受遺者が誰であるかが現行の第974条第2号においても解釈上問題となり得るところ、この点について明示的に判断した裁判例はなく、通説的な見解も見当たらない。

5 この点については、財産の法的な帰属主体は受託者であることからすると、第974条第2号の「受遺者」に該当するとも考えられる。他方で、信託の受託者に対する財産の処分の法的性質については、相続に関しても、遺言により信託が設定された結果として遺留分が侵害された場合に、遺留分算定の基礎となる財産は何か、遺留分を侵害された者は誰に対して遺留分侵害額請求をすることができるのかが議論され、信託財産に着目し、受託者が遺留分侵害者であるとする見解のほかに、受託者は信託財産について固有の利益が帰属せず（占有の瑕疵の承継について定める信託法第15条参照）、受益権が生み出す実質的な利益が帰属するのは受益者であることに着目し、受益者が遺留分侵害者であるとする見解も存在する。  
10  
15

そして、現行第974条が受遺者を証人等の欠格事由とし、また、今般の遺言制度の見直しにおいて受遺者の被用者を欠格事由に加えようとする趣旨が、前記のとおり、受遺者又は被用者が遺言者に不当に働き掛け、その遺言の作成に不当な影響を及ぼすことを防止することにあることからすると、遺言により信託の設定等がされた場合において、「受遺者」が誰であるかを解釈するに当たっては、その働き掛けによって利益を得るところの実質的な利益の帰属主体に着目して、遺贈の対象となった権利が実質的に帰属し、又は遺贈の対象となる相続財産により実質的に利益を受ける者ることを指すとの考え方も成り立つと考えられる。  
20  
25

このように、遺言により信託の設定等がされた場合における受託者が証人等の欠格事由となる「受遺者」に該当するか否かは、現行民法第974条においても解釈上の問題であり、欠格事由として「受遺者の被用者」を加えた場合の「受遺者」についても同様であるものの、遺言により信託の設定等がされた場合の受託者が証人等の欠格事由としての「受遺者」に該当するかを判断するに当たっては、同条が受遺者とその被用者を欠格事由としている趣旨に基づく解釈と適用が行われることが想定される。  
30  
35

以上を超えて、遺言により信託の設定等がされた場合の受託者を証人等の欠格事由としての「受遺者」から法律上除外することについては、遺留分侵害額請求の相手方としての「受遺者」（民法第1046条）の解釈等の信託という法律関係に関する他の論点等にまで影響が及ぶことも考えられ得るところであり、また、個別の事案においては、遺言による信託

の設定であっても受託者が受遺者に当たらないと直ちにはいえない場面もあるとも考えられ、上記のような信託の設定等の場面に限って欠格事由の適用範囲から除外することについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

5 ウ 公正証書遺言を適用範囲から除外することについて

自筆証書遺言や死亡危急時遺言等と異なり、公正証書遺言では、公証人がその作成に関与することから、公証人によって、受遺者からの被用者を通じた不当な働き掛けを抑止することが一定程度は期待できるとも考えられる。

10 もっとも、推定相続人でない受遺者には、様々な属性、業種の自然人や法人があり得るところ、公正証書遺言について受遺者の被用者を一律に欠格事由としないこととした場合には、受遺者の被用者である証人が立ち会うことにより遺言者への一定の影響を及ぼすことを免れることはできず、受遺者の被用者を通じた不当な働き掛けを公証人が抑止することには一定の限界があるとも考えられる。また、証人の立会いが方式要件とされている遺言としては、普通の方式では公正証書遺言のほかには作成件数が少ない秘密証書遺言があり、そのほかに、やはり作成件数が少ないと想定される特別の方式の遺言があるところ、そのような中で、公正証書遺言を適用範囲から除外することとすると、規律を設けることの意義が大きく失われることとなり、妥当でないとも考えられ、公正証書遺言を本規律の適用範囲から除外することは相当でないと考えられる。

25 また、証人等の立会いを要しない自筆証書遺言や保管証書遺言により遺言をすることで欠格事由の適用を潜脱することができるとの指摘も考えられるものの、そのような事情は、欠格事由の規律に受遺者の被用者が加えられた趣旨に照らして、公序良俗無効等の規定の適用に当たって考慮されることになると考えられる。

(3) 以上のほか、前回会議では、現行第974条が規定する欠格事由については、戸籍証明書等の公的証明書によって該当するか否かを確認することができるのに対し、証人が受遺者の被用者に該当するか否かについては、これを確認する公的な資料が通常は存在せず、その結果、遺言が事後に無効と判断されるリスクを避けるため、欠格事由に該当する可能性がある者についても実務上広く証人等とすることとなるとの指摘があった。

35 もっとも、受遺者の被用者という欠格事由に該当するか否かについては、公的な証明書等が存在しない場合もあると考えられるものの、証人の勤務先を確認すること等によって確認することはなお十分に可能であると考えられる。

以上